

災害弔慰金の支給対象となる「災害関連死」について

1 岩手県の現状

(1) 申出件数・認定件数(平成 24 年 5 月 31 日現在)

区 分	東日本大震災における災 害関連死の申出件数	東日本大震災における災 害関連死の認定件数
合 計	444	213

(2) 県が受託している災害弔慰金等支給審査会の状況

① 審査会運営事務の市町村からの受託状況

7 市町(※)から災害弔慰金等支給審査会の事務の委託を受け、審査会を運営(H23. 11～)。

※平成 24 年 7 月に、さらに 5 市村から受託。

② 審査会委員の構成

5 人：県社会福祉団体役員(会長)、内科医、精神科医、弁護士、大学教授

③ 県が事務を受託した審査会の審査状況

8 回開催(第 1 回(H23. 11. 28)～第 8 回(H24. 6. 25))

「死亡と災害との関連性」有とされた案件は 215 件

2 災害関連死の事例

(1) 避難所等での厳しい生活環境が、その後の健康状態にも影響を及ぼした事例

- ① 高齢であり、ライフラインが途絶え寒さに耐えながらの避難所生活により、死亡原因となった疾病を引き起こしたと推測されたもの
- ② 避難先を転々とする避難生活により、病状が悪化したと推測されたもの

(2) 避難後、十分な医療提供等を受けられずに亡くなられた事例

- ① 入院先の医療機関が、停電のため十分な医療行為を受けることができず衰弱し、死亡原因となった疾病を引き起こしたと推測されたもの
- ② ライフラインが停止し、入所施設で十分な介護行為を受けることができず、衰弱したと推測されたもの
- ③ 震災の影響で、複数の医療機関を転院したことにより、身体へ大きな負担となり、病状が悪化したと推測されたもの

(3) 避難生活が長期にわたる中で、病状を悪化させた事例

- ① 3 か月の避難所生活と、震災のため十分な医療行為を受けることができず、病状が悪化したと推測されたもの
- ② 震災の影響で、薬を服用することができず、交通手段がなく通院できなかつたことにより病状が悪化したと推測されたもの

3 対応策

- (1) 病院、施設等における早期のライフラインの復旧
- (2) 避難所等の環境整備・改善、配送の仕組みの簡素・合理化
 - ① 避難所の暑さ対策・寒さ対策(扇風機、網戸、スポットクーラー、断熱ボード、マットレス等設置)
 - ② プライバシー保護対策(間仕切りの設置等)
 - ③ 支援物資(生活用品、食糧・衣料品)について、個別の要望を受けて対応するのではなく、全国レベルで備蓄し、パッケージ化した支援物資を一括して発送等
- (3) 早期の医療提供体制の確保
- (4) 心のケアについて十分な対策
- (5) 応急仮設住宅の早期建設
- (6) 応急仮設住宅について、地域の状況に応じた暑さ、寒さ対策等の実施

4 国への要望(厚生労働大臣あて(6月28日)、復興大臣あて(7月8日))

・災害弔慰金等の支給に係る認定基準等の設定

災害弔慰金の支給について、いわゆる「災害関連死」に係る申出が大幅に増加し、震災と死亡との関連性について判断が難しい事案が増大しているほか、災害障害見舞金の支給についても、震災に伴う精神疾患に係る事案が多くなっていることから、審査の迅速化や効率化が図られるよう、災害弔慰金等の支給に係る認定基準等を示していただきたい。

その中で、災害弔慰金については自殺の認定基準を、災害障害見舞金については精神障害に係る認定基準も示していただきたい。